

岩手県人事委員会告示第3号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成26年岩手県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
職員採用 I種試験	[略]	最終合格発表の日から起算して1月間（職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第19条に規定する採用候補者名簿に記載された者にあつては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）	[略]	職員採用 I種試験	[略]	最終合格発表の日の <u>翌日</u> 以後の日であつて別に定める日から起算して1月間（職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第19条に規定する採用候補者名簿に記載された者にあつては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）	[略]
職員採用 II種試験	[略]	最終合格発表の日から起算して1月間	[略]	職員採用 II種試験	[略]	最終合格発表の日の <u>翌日</u> 以後の日であつて別に定める日から起算して1月間	[略]
[略]				[略]			
警察官採用試験	[略]	最終合格発表の日から起算して1月間（第1次試験不合格者で他都県を第2志望としている者については、警察官A採用試験にあつては1月4日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）、警察官B採用試験	[略]	警察官採用試験	[略]	最終合格発表の日の <u>翌日</u> 以後の日であつて別に定める日から起算して1月間（第1次試験不合格者で他都県を第2志望としている者については、警察官A採用試験にあつては1月4日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たると	[略]

		にあつては3月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）				きはその翌々日）、警察官B採用試験にあつては3月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）	
職員採用 選考（人事委員会 が実施するものに限る。）	[略]	最終合格発表の日から起算して1月間	[略]	職員採用 選考（人事委員会 が実施するものに限る。）	[略]	最終合格発表の日の <u>翌日</u> 以後の日であつて別に定める日から起算して1月間	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							